

### 第3回宮城大学法人化推進会議 会議要旨

- 1 日 時 平成19年3月22日(木) 9:30~11:00
- 2 場 所 宮城県庁行政庁舎5階 総務部会議室
- 3 出席者 池戸委員, 石垣委員, 伊東委員, 大橋委員, 鈴木委員, 千葉委員, 徳永委員, 松元委員, 馬渡委員(50音順)
- 4 会議の内容

#### 総務部長挨拶要旨

本日は、年度末の大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

先週の火曜日に県議会2月定例会が終わりまして、全議案可決いただいたところでございます。予算も厳しい折ではありますが、宮城大学の法人化に関する予算も盛り込んでおります。

また、最近是比较的明るい話題が多く、東京エレクトロンの誘致の成功、アクセス鉄道の開業、荒川選手にゆかりのあるスケートリンク場のオープンなど、比較的上昇気流が出てきたかなという感じがございます。宮城大学の法人化についても、是非これにつなげていきたいと考えております。

さて、3回目となります本日の「推進会議」では、前回2月8日の会議で御審議いただきました「宮城大学の法人化基本方針」の案について、引き続き御審議をお願いすることにしております。

また、前回時間が足りないということで、まだ御審議いただいております最初の3項目につきましても、併せて本日御審議をお願いすることにしております。

この基本方針は、法人化後の宮城大学の姿を示すものでございまして、新年度からの法人化準備作業の指針となるものであります。また、策定後はできるだけ早い時期に県民の皆様に公表することも大事だと考えております。宮城大学にとってより良い法人化となるよう審議を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 協議事項及び発言要旨

宮城大学の法人化基本方針(案)について

事務局から資料に基づき、「宮城大学の法人化基本方針(案)」について説明した。

##### 【宮城大学の現状・課題】

(1) 宮城大学設置の趣旨・理念については、異議なし。

(2) 宮城大学の現状・課題については、異議なし。

##### 【宮城大学の目指すべき方向~法人化の趣旨~】

(1) 宮城大学の目指すべき方向については、異議なし。

(2) 新たな運営形態への移行(法人化により期待される効果)

(委員)

法人化により期待できる効果としては、自主・自律的な運営が先に来るとの思いがあるので、「機動性のある意思決定」と「自主・自律的、効率的な大学運営」の順番を逆にしてはどうでしょうか。

(議長)

記載する順番は非常に重要ですし、法人化の目的とすれば、「自主・自律的、効率的な大学運営」が一番の目的かも知れないですね。特に意見がなければ、と の順番を入れ替えるということにしたいと思います。

(委員)

を一番先に書くとすれば、現在の語尾では実務的な印象があるので、「より一層地域に貢献する大学としての運営が確保される」などと結んではどうでしょうか。

(議長)

そうした旨の記載をするということで、表現について検討していただければと思います。

#### 【教育研究の充実強化】

(議長)

、 の「また・・・」以下の記述は何を示していますか。

(事務局)

現在、大学では、看護と事業構想の博士課程について、平成20年4月の新設に向けた議論をしており、 、 の「また・・・」以下については、その設置を見据えた記載としています。 については、食産業の修士課程を平成21年4月に設置するというように記載しています。

(委員)

自立的研究能力を持つ者の養成というのは、通常、博士の学位を持つ者の養成として博士課程の設置を意味するものですが、イメージが湧かないということであれば、博士課程を設置すると直接書いた方が分かりやすいかも知れません。 で大学院研究科の設置と書いている兼ね合いもありますので。また、食産業の大学院修士課程の設置については、学部の4年制の完成を経ないと大学院は設置できないということですので、その時期がちょうど21年4月になるということです。

(議長)

の書き方と合わせて、 、 についても博士課程の設置を明記していただければと思います。

#### 【組織・運営】

(委員)

学長と理事長が一体型になるというのは、何かに規定されることになるのでしょうか。

(事務局)

定款に記載されることとなります。また、一体型の場合、理事長(学長)については知事が任命しますが、法人の成立後2回目以降の理事長の任命については、学長選考機関の意見を踏まえて行う必要があります。

(委員)

「(4)理事会」の想定される審議事項の「ホ」については、基本的なものが規則であり、重要だから規程となるものなので、「基本的」や「重要」といった記載は必要でしょうか。同じように、「(5)経営審議機関」や「(6)教育研究審議機関」の想定される審議事項にある「基本的」といった記載も必要でしょうか。また、「(6)」については、「法人の経営に関する事項を除く」という表現は、単に「教育研究に関するもの」との表現ではいかがでしょうか。

(事務局)

この点については専門部会で議論をした結果、こうした表現にしたものですが、この場で御議論いただければと思います。

(委員)

どちらの審議会も「・・・限る」との表現にすると、どちらにも属さないものはどうする

のかといった議論にもなるので、「・・・限る」と「・・・除く」の表現は1セットではないか  
と思います。どちらの審議会を主体に書くのかという判断は必要になると思いますが。

(委員)

どちらにも属さないものは、理事会で審議すれば良いという考え方もあります。

(委員)

経営と教育については、分けにくい部分があると思いますので、重複するところは両方  
の審議会で審議し、それぞれの専門性を発揮してもらおうという発想が良いのではないかと  
思います。理事会は、そこでの議論を踏まえて意思決定をするということになるでしょう  
か。どちらの審議会も「・・・除く」としておいた方が広い範囲を捉えられるという感  
があります。また、「法人の基本的な規則」とは先行する法人で「基本規則」を定めてい  
るところが多くあること、「重要な」とするのは、全ての規程を審議するものではないこ  
を意味すると考えています。

(事務局)

「法人の基本的な規則」の部分については、国立大学を含め、多くの大学では「学則」  
という言葉を用いていますが、広い意味で法人としての規則を整えるということから、「法  
人の基本的な規則」との記載にしています。また、「重要な」とは、各学部などにある内規  
ではなく、現在の学則の下にある規程を指すものとして、あえて入れています。

(議長)

「・・・限る」「・・・除く」とあえて記載する必要があるかということですね。

(事務局)

「・・・限る」「・・・除く」の記載については、国立大学法人法の書き方を引用したもので  
すが、これまでの議論を踏まえて、表現については整理したいと考えます。

なお、(5)の「へ 職員の人事及び評価に関する事項(教員については、法人の経営に  
関する事項に限る。)」については、教員についても採用等に当たっては、経営面からの審  
議が必要と考えており、その旨を記載しています。

(委員)

あえて「・・・限る」「・・・除く」とはせずに、「・・・に関する部分」で止めておいても良  
いのではないのでしょうか。ただし、(5)の「へ」については、教員の採用等についても法  
人の経営に関わってくるとのことであれば、現状のままの表現で良いと思います。

(議長)

(5)の「へ」については現状のままとして、他の部分は「・・・限る」「・・・除く」は除  
いた形で、表現を統一して記載していただければと思います。

#### 【目標・評価】

異議なし。

#### 【財務・予算】

異議なし。

#### 【人事・労務】

(委員)

「(3)事務職員の人事・評価」の については、原則をプロパー採用とし、例外的に県  
からの派遣を行うということではないのでしょうか。その意味からすると、具体的な表現  
としては、「なお・・・」以下を初めに持ってきて、「法人化後は、法人独自の事務職員の採  
用を行うこととするが、当分の間は派遣を行う」という旨の表現にする方が良いのでは  
ないのでしょうか。

(事務局)

「法人化後当分の間」とは、法人化後の近い将来を、「なお、法人化後」とは、法人化後

の遠い将来を表現して記載したのですが、御意見のとおり、法人化後のプロパー職員の採用を主眼とした表現でも良いと思います。

(議長)

法人化後すぐにプロパー職員の採用を行っているところはあるのでしょうか。

(事務局)

他県の先行事例はあります。この部分での検討事項は、法人独自の事務職員の採用の時期、職種、当該職員の全職員に占める割合と考えていますので、その点を分かりやすく整理したいと思います。大学の運営を考えると、当分の間は、県からの派遣で行かざるを得ないかなと考えています。

(委員)

法人化後の職員は理事長が任命することになるため、プロパー職員の採用が基本ですが、実務的には、当分の間は県からの派遣をするというのが良いと思います。最終的にも職員全体をプロパー職員というのは難しいとは思いますが、その辺については今後の検討事項になるということでしょうか。

(議長)

原則を書いて表現を入れ替えるなど、分かりやすい記載にしていただければと思います。

(委員)

「(5) 服務その他の勤務条件」の については、「教員が・・・学外活動をさらに推進できるようにするためには、・・・」で良いのではないのでしょうか。

(委員)

「法人化のメリットを活かして学外活動を推進する」中で、「適正なルールを定めていく」との結びになっており、この表現で良いか、少し工夫が必要ではないのでしょうか。

(事務局)

「法人化のメリットを活かして学外活動を推進すること」と「利益相反等が生じないようなルール化」の部分を2つに分けて記載したいと思います。

(議長)

表現を工夫して、趣旨が明らかになるように記載していただければと思います。

【情報公開】

異議なし。

【法人化のスケジュール】

異議なし。

以 上